

## 事例分析

### 環境汚染権利侵害の一事件から環境汚染権利侵害事件における因果関係の証明問題を分析する

江蘇南京三法律事務所 弁護士 劉琳

#### 要旨

陳必亮氏は、江苏省塩城市射陽県の人で、専門の養殖漁業者で、養殖面積は130ムー（8.7ヘクタール）あり、それを均等に13の養殖池に分けている。1996年10月のある夜、そのうち12の養殖池の水を交換したところ、魚・カニが続々と全て死んでいくのに、水を交換していない残り1つの養殖池の魚・カニは正常に生きていることに気づいた。その養殖池の取水源は1本の河川であり、取水口の上流には2つの化学工場があり、長期間、汚水を排出している。当日同時時間帯に取水した、他の養殖業者でもみな魚が死んでおり、死んだ魚を食べたアヒルも死んでいた。また取水して灌漑した水田では稲が枯れしぼんだ。農民たちは川の水が赤くなっていることにも気づいた。

長期にわたり上流の2つの化学工場による汚染を受けてきたので、陳必亮氏はこの魚が死んだ事件は川の水へ化学工場からの汚水が排出されて起きたことと認識した。各方面との協議も不調に終わり、1997年10月、陳氏は塩城市中級人民法院に財産損害への賠償訴訟を提起し、2つの化学工場に経済損失103.4万元の賠償を要求した。この事件は、一審（原告が自己の損害を被告の汚染行為によって起きたと証明できていないとして、原告の訴えを退ける） 抗訴（検察による再審請求） 再審の裁定 再審（原告が申請した水質鑑定の結論は、魚の死が化学工場の汚染によって起きたということは十分に証明できない、というもの。訴えを退ける） 再審第二審（審理の差し戻し） 再審一審（原告は養殖池の水を取り入れる水域を直接に検査・測定していないので、その魚・カニが死んだ原因を証明する証拠はない、とした。棄却） 再審第二審（原判決維持） という経過をたどり、6つの審理に5年がかかった。そうして2002年10月に江蘇省高級人民法院が最後に下した判決の結果はやはり陳必亮の訴訟請求を退けるものであった。

（翻訳：相川泰、監修：片岡直樹）